

公立大学法人埼玉県立大学管理職員特別勤務手当に関する規程

平成22年4月1日

規程第47号

(管理職員特別勤務手当の額等)

第1条 公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則(平成22年規則第27号。以下「規則」という。)第20条第3項第1号の公立大学法人埼玉県立大学管理職員特別勤務手当に関する規程に定める額は、次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- 一 1種 1万2,000円
- 二 2種 1万円
- 三 3種 8,000円
- 四 4種 6,000円
- 五 5種、6種及び7種 4,000円

2 規則第20条第3項の管理職特別勤務手当規程で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第2条 規則第20条第3項第2号の公立大学法人埼玉県立大学管理職員特別勤務手当に関する規程に定める額は、次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- 一 1種 6,000円
- 二 2種 5,000円
- 三 3種 4,000円
- 四 4種 3,000円
- 五 5種、6種及び7種 2,000円

2 規則第20条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした指定管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(勤務実績簿)

第3条 理事長は、管理職員特別勤務実績簿を作成し、これを保管しなければならない。

(支給の方法)

第4条 管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。